

治療用装具等の子ども医療費助成について

医師の診断により保険適用となる治療用装具等を作成する場合、子ども医療費の助成対象となります。

1. 対象

- 高等学校修了前であること
- 保険適用であること



2. 子ども医療費助成申請に必要な書類

- ①治療用装具等の作成指示書の写し(国民健康保険の場合は原本)
- ②治療用装具等作成時の領収書(国民健康保険の場合は原本)
- ③加入している医療保険者からの療養費支給決定通知
- ④振込先のわかるもの(通帳やキャッシュカード)

3. 申請の流れ

- ①全額自己負担で治療用装具等を作成
- ②加入している医療保険者に申請し、療養費(就学児は7割、未就学児は8割)の支給を受ける
- ③必要な書類を添えて高鍋町に申請し、自己負担分(就学児は3割、未就学児は2割)の支給を受ける

4. 注意点

子ども医療費の助成は治療用装具を作成した日の翌月から1年以内に申請してください。